

平成三十年十一月九日受領  
答弁第一二三号

内閣衆質一九七第二三号

平成三十年十一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員山井和則君提出過労死を増やしかねない裁量労働制の拡大に対する政府の方針等に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出過労死を増やしかねない裁量労働制の拡大に対する政府の方針等に関する  
質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の裁量労働制については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」（平成三十年六月十五日閣議決定）並びに「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」（平成三十年五月二十五日衆議院厚生労働委員会）の十及び「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」（平成三十年六月二十八日参議院厚生労働委員会）の十八において、現行制度の施行状況の把握等を行った上で、制度の趣旨に沿った適正な対象業務の範囲や労働者の裁量と健康を確保する方策等についての労働政策審議会における検討等を行うこととされていることを踏まえ、適切に対応していくこととしている。